

## 第943回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和3年4月15日（木）午後1時30分

2 招集場所 第一会議室

3 出席者 伊東教育長，齋藤委員，千木良委員，小川委員，小室委員，佐浦委員

### 4 説明のため出席した者

布田副教育長，遠藤副教育長，安住総務課長，高橋教育企画室長，佐々木福利課長，時枝教職員課長，千葉参事兼義務教育課長，遠藤高校教育課長，菅井特別支援教育課長，熊谷施設整備課長，鈴木参事兼保健体育安全課長，武田生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時31分

### 6 第941回及び第942回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 〔委員全員に諮って〕承認する。

### 7 第943回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 千木良委員及び佐浦委員を指名する。  
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

## 8 教育長報告

### （1）「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」に伴う対応について

（説明者：布田副教育長）

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に伴う対応について御説明申し上げます。資料は，1ページである。

報道等で御承知のことと思うが，4月5日から5月5日までの間，宮城県全域が新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置を実施すべき区域に指定された。資料の下段に参考として掲載しているとおり，県民への要請として，不要不急の外出や移動，飲食を伴う歓送迎会や花見などの自粛のほか，イベントの上限人数の規制，飲食店や事業者等への要請など様々な協力が求められている。

これらの状況を踏まえ，県教育委員会としては，各学校において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき，これまでの基本的な感染防止対策を徹底しながら，感染予防と学校教育活動の両立を目指していくことが重要であると考えている。

具体的には，まず県立学校にあっては，入学式や始業式については，学校教育活動をスタートする重要な行事であることから，各学校において感染予防対策を徹底し，全ての学校で実施した。部活動については，「部活動での指導ガイドライン」を踏まえた各学校のガイドラインを遵守するとともに，当面の間，校内での活動に限定し，他校との交流試合等は自粛している。ただし，インターハイや高校総合文化祭などの全国大会に繋がる予選会については，生徒にとって，これまで培ってきた日頃の成果を発揮する大変重要な機会であることから，できる限りの感染防止対策を講じた上で開催できないか検討を行っているところである。

その他の学校行事についても，一律に中止するのではなく，基本的な対策を徹底して感染予防との両立を目指していくことが大事であると考えている。なお，今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては，様々な場面において柔軟に対応していく必要があると考えている。

また，小中学校については，基本的な考え方を共有しながら，市町村教育委員会において，地域の感染状況を踏まえ，対応しているものと認識している。

今後とも学校教育活動が継続できるよう感染予防対策を徹底していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員 学校等においては、教員をはじめ関係者の方々が感染予防に大変苦勞されていると感じている。高校生であれば、小学校や中学校での教育を基にある程度自己責任で判断することが求められると思うが、特別支援学校や小中学校では、どのように子供たちに指導や教育をしていくかが重要である。一度言うだけで伝わる子供がいる一方で、何度も同じことを繰り返し言い聞かせ実践させていくことで身につけていく子供もいるので、そういった部分での対応にも苦勞されている教員の方もいらっしゃると思う。また、中には感染ということに対して過敏になってしまい、気持ちが落ちてしまっている子供もいると思うので、教育委員会としては、そういった子供たちへの対応も含めて総合的に考えていかなければならないと思う。

伊東教育長 市町村教育委員会とよく連携しながら、県教育委員会としても小中学校の状況を把握し、助言等を行っていきたいと考えている。また、今後、各市町村の教育長と意見交換する機会もあるため、新型コロナウイルス感染症への対応について情報共有を図ってまいりたい。

## (2) 宮城県いじめ防止対策調査委員会答申について

(説明者：遠藤副教育長)

宮城県いじめ防止対策調査委員会答申について御説明申し上げます。資料は2ページ及び別冊資料である。

はじめに、本事案の概要であるが、平成30年8月に、当時、県工業高校1年生の男子生徒が自宅で自ら命を絶ち、同年10月31日に御遺族から知事及び教育長宛てに「自死の原因が学校の不適切な指導などにあったのではないか」との訴えがあり、自死との関連性について第三者委員会による調査等を求める要望書が提出された。これを受け、同年12月19日に教育委員会から、宮城県いじめ防止対策調査委員会に諮問し、令和3年3月26日に、31回の部会と会議を経て、報告書として答申があったものである。

別冊資料が調査報告書である。目次を御覧願いたい。本報告書は全5章で構成されている。まず、第1章で特別部会の設置、目的及び調査手続き等について述べられており、続く第2章では、当該生徒の高校入学後の状況について、この特別部会の調査によって、明らかになった事実が記載されている。そして、第3章では当該生徒の中学時代を含む高校入学前後からの事実経過と自死に至る因果関係の検証までが詳述されており、さらに第4章では本事案における学校と教育委員会の対応について、検証がなされている。最後に、第5章では、第2章から第4章までで明らかになった事実や自死との因果関係等の内容を踏まえ、再発防止に向けた7項目にわたる提言が記載されている。

長期間にわたる審議を経てまとめられた本報告書の内容を真摯に受け止め、このような痛ましい事案が二度と発生しないよう取り組んでいきたいと思っている。

なお、報告書の内容については、高校教育課長から御説明申し上げます。

(説明者：高校教育課長)

報告書の内容について御説明申し上げます。別冊資料3ページを御覧願いたい。「第1章 第2 特別部会の目的及び調査手続き等」にあるように、特別部会の調査及び審議の目的は、当該生徒の学校生活と自死との因果関係等について明らかにすることであり、この目的に沿って関係教員及び生徒からのアンケート並びに聞き取りによる調査を実施し、答申まで25回の部会といじめ防止対策調査委員会の6回の会議を経て、報告書としてまとめられたものである。

次に、別冊資料7ページを御覧願いたい。「第2章 本事案の事実経過」であるが、「第1 当該生徒について」では、当該生徒の小学校から高校進学までの様子について記載されており、その中では特段問題のある生徒ではなかったとある。

次に、別冊資料9ページの後半からの「第2 高校入学後の状況」及び「第3 当該生徒への指導について」では、高校入学後の当該生徒の状況について、調査によって明らかになった事実として、当該生徒が成績不振によって学習ノートを課せられたことや授業でのレポートの提出の遅れによる反省文の作成に

係る教員とのやりとりなどが詳細に記載されている。

続いて、別冊資料36ページを御覧願いたい。「第3章 検証」になるが、この章では第2章で明らかになった事実と自死との因果関係について記載されている。そのうち、レポートや反省文についての検証にあたる部分として、別冊資料40ページの「4 小括」を御覧願いたい。当該生徒は中学時には生活態度や学習面で大きな問題は見られず、課題や宿題には苦手意識を抱えていたものの、中学校の教員の支援や本人の高校入学への意欲で改善傾向にあったとされており、そのため最後の2行にあるとおり、「高校においては、当該生徒自身が苦手意識を克服したこともあって、課題提出などについての中学の教員らの支援の情報は引き継がれなかった」とされている。

次に、別冊資料41ページを御覧願いたい。今のことと関連するが、下から2段落目に、「高校の教員らは、当該生徒の中学時代の様子について引き継ぎを受けていないとしてもY教員は当該生徒から「自分に自信が持てない」という話を聞いており、このような反省文の書きぶりを見れば、当該生徒自身の深い悩みを吐露したものと評価する余地は多々あった。今後レポートが期限までに提出できるように、その解決方法を探ろうとすることは、必要であろうが、当該生徒の言動の背景を知ろうという視点はなく、結果として、当該生徒が出しているサインを見逃した」と評価されている。

続いて、別冊資料44ページを御覧願いたい。このページの最後の段落も同様の内容になるが、「教員らは、レポートを出せなかった当該生徒に対し、従前と同様の指導をしたもので、学習ノートの作成も学習習慣の定着や成績向上を目的としたものであったことを考慮すると、教員らの指導方法が直ちに問題があったとまでは言えない。しかし、教員らにはチームとして取り組む意識に欠け、教員間での情報共有や連携が不足していたため、複数の教員らが当該生徒の悩みに気づく機会がありながら、適切な支援がなされず、当該生徒の負担感は強まった。個々の教員らの指導により、結果的に当該生徒が追い詰められてしまったのではないか。」と評価されている。

続いて、別冊資料48ページを御覧願いたい。「第4 まとめ」においては、これまでの検証の総括が記載されている。その中で、別冊資料49ページの3行目にあるように、「本部会による調査の結果、当該生徒には、いじめなどのトラブルは見当たらなかったが、教員らの対応を含め、高校での出来事の1つ1つが、結果として、いずれも、悩みを抱えた当該生徒を追い詰めた。」とされ、また同じページの中段にあるように「本事案において、高校入学後に当該生徒に生じた出来事は、いずれの事実も当該生徒にとっては心理的な負担となり、それらが複合的に作用したのではないか」と結論づけられている。

続いて、別冊資料60ページを御覧願いたい。「第4章 本事案における学校・教育委員会（高校教育課）の対応」についての結論の部分になるが、ここでは、高校教育課からの人的支援の欠如、学校における基本調査の不徹底、遺族の心情等への配慮の欠如等が指摘され、最後の段落にあるように、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」に反する対応であったとして、非難に値するとされている。

続いて、別冊資料61ページ以降の「第5章 提言」においては、「重大事態における指針に基づいた適切な対応とスクールカウンセラー等の専門職の十全な活用を可能とする学校及び教育委員会の体制整備」や「厳しい指導に頼ることなく個々の生徒の実情に応じた指導を可能にする中高の引き継ぎや教員間の連携」そしてその連携についての実践的な対策研究など、7項目にわたって提言されている。

報告書の内容については以上である。

最後に、資料2ページを御覧願いたい。「3 再発防止に向けて」であるが、答申された内容を踏まえ、4月2日に臨時校長会議を開催し、全ての県立学校の校長に対して本報告書の内容について情報を共有するとともに、学校内で職員に周知するよう指示した。特に、個々の生徒が置かれた状況の把握に努め、その生徒の支援の在り方を教員間で確認して組織的に支援に取り組むことなど、速やかにできることについては年度当初から着手するよう確認している。また、指針及び手引きについては4月27日開催の校長会議において改めて配付し、対応の徹底を図っていくこととしている。報告書において提言された項目のうち、校種間、教員間の連携の在り方についての実践的な研究が必要とされた部分については、今後、専門家の助言も得ながら、具体的な検討を進めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

小 川 委 員

報告書の41ページに書かれていることが非常に気になったが、反省文を書かせるという指導方法は一般的なのか。教員は指導のつもりかもしれないが、生徒側は非常に懲罰的な印象を受けると思う。反省文には「昔から提出物が大の苦手」であるとか、「なまけぐせがある」といった記載があり、自分をネガティブに受け止めている様子がかがわれた。反省文を書いた本人としては、自分が情けないと感じてしまうのは当然と思われるし、このようなやり方は自信や自己肯定感を失わせ、逆効果でしかないと思う。あわせて伺いたい、今後もこのような指導方法を続けていくのか。

高 校 教 育 課 長

全ての学校でこのような指導が行われているかについては把握できていないが、県工業高校においては、実習中心の専門高校であるため、実習の結果をまとめたレポートの提出がないと評価ができないという事情があり、レポートを期限までに提出できなかった場合には、慣例として反省文を提出させていた。生徒にとってネガティブな受け止めになるという点は、委員の御指摘のとおりであり、報告書においても、反省文という言葉自体が罰という印象を与えることから、必要性について検討するよう指摘されている。

小 川 委 員

提出の締め切りに間に合わないことについては、例えば、こだわりが強いなどの本人が抱えている特性の問題の影響もあるのかもしれないが、いくつもの締め切りに追われている時の精神状態は決して良いものではなく、不安定になってしまうということは理解できる。締め切りが守られなかったことをマイナスに評価しているが、なぜ守られなかったかに焦点を当てることで、その生徒が何を考えているかが見えてくるのではないか。締め切りを守ることに重きを置くのではなく、その子の抱える特性を良い方向へ引き出していけるような指導方法が必要だと思う。

高 校 教 育 課 長

貴重な御意見をいただいた。当該生徒は、レポートや反省文のほか、部活動においては成績向上のための自学自習用の学習ノートの提出も課せられていた。これらは、それぞれの教員が当該生徒のためを思って課していたものであったが、教員間の連携が不十分であったために、当該生徒の心理的な負担となっていた。報告書においては、こういったことが複合的に作用したことで、「当該生徒を追い詰めた」との結論に繋がっていると考えている。委員からの御指摘にもあったとおり、個々の生徒の事情や特性を踏まえた上で、教員間の情報共有を図りながら指導や支援を行うことが重要と考えている。この点については、先ほども申し上げたとおり4月2日の臨時校長会議等でも説明しているが、4月27日の校長会議でも改めて周知徹底を図りたいと考えている。

齋 藤 委 員

詳細な調査をしていただいたようで、起きたことが非常によく伝わってくる報告書であった。非常に痛ましい出来事であるとともに、二度とあってはならないことであり、今回の件から学校現場が学ぶべきことは多い。一方で、人間は忘れてしまう生き物で、これほど痛ましいと感じている思いが繋がっていかないことも事実である。実際、これだけの調査をしていただいた結果として、個別の子供への指導の重要性や、教員間の連携に関する指摘があったが、これらは実はこれまで言い尽くされてきたことである。校長会議でも周知を図っていくとのことだが、教員によってはこれまでずっと適切にやってきたという自負があり、今回の件に対する受け止めに温度差が出るのではないかと危惧している。自分の学校でこういったことが起こらなかったからそれで良いということではなく、どこの学校でも起こりうるのだという意識を持って、この報告書を受け止めていってほしいと感じた。

高 校 教 育 課 長

この報告書では7項目にわたって提言をいただいている。その中では、すぐに取り組めることとして、校種間・教員間の連携の取り方や、個々の生徒の事情に応じた対応の在り方等について改善するよう御指摘をいただいているところである。さらに、実践的な連携の在り方については、問題を抱えた生徒に対して具体的にどう対応していくのが

適切かについて、人事異動等があっても連携の体制が崩れてしまわないよう、専門家の御意見も伺いながら研究に取り組むとともに、その結果に基づき学校に対する周知を徹底してまいりたい。

小川委員 連携が重要であることは当然だが、もう少し根本的な問題として、生徒主体の授業作りをどのように進めていくかについても考えていくべきである。極端に言えば、学習の進捗状況や課題の締め切りについても生徒自身が考えるなど、もっと生徒と一緒にやって授業を作っていくという意識があれば、今回のような事案は起こらなかったかもしれない。生徒の良さやアイデアを引き出し、それを形にしていくことが生徒の自信や自己肯定感を育むことに繋がるのだと思うし、連携については、生徒主体の授業が根底にあってはじめて議論できるものと思われる。今回の件はその視点が欠けていたと強く感じた。

高校教育課長 御指摘のとおりである。新学習指導要領においても「主体的・対話的で深い学び」が求められており、子供たちを中心とした学びの在り方が重要視されていると考えられることから、授業の改善を進めるに当たっては、この報告書の提言等を踏まえた形となるよう、教員への働きかけを続けてまいりたい。

千木良委員 私も報告書の中で連携の部分は非常に気になる場所である。教育委員になってから、医療と教育の連携が困難なことは伝えてきているが、校内の教員間の連携も難しい場合に、学校において連携の中心的な役割を担うのは、どのような立場の教員になるのか。教員に話を聞く限りでは、基本的に校長先生は難しいのではないかと感じている。

高校教育課長 学校毎の事情によって異なってくるとは思うが、例えば教育支援や教育相談の関連であれば保健指導主事であったり、生徒指導の関連であれば生徒指導主事であったり、いわゆる部長や主任と呼ばれる教員が中心となって進めていくことになるかと思われる。ただ、そういった体制を整えていくためには、学校全体を見渡せる校長や教頭のリーダーシップが重要であると考えている。

千木良委員 私は保健指導主事と会議等で関わる機会が多いが、先ほどの説明だと、連携に当たっては保健指導主事が会議で出した問題等を学校に持ち帰ってしっかりと伝える必要があると思う。これは、規模が小さい学校では風通し良くできることかもしれないが、規模の大きい学校だと、教頭先生クラスが適任であり、そういった立場の方が全ては難しくとも、ある程度どのような問題を抱えた生徒がいるのかを把握する必要はあると思う。フットワークの軽い教員であれば、生徒が現在抱えている問題をきっかけにして、中学校での状況を問い合わせることがあるかもしれない。これは医療でも同様で、「何か変だな」と感じた時は、以前通院していた病院等に当時の状況等を確認する。しかし、そういったフットワークの軽さを重視する教員が少なかった場合、連携には結びつかないのではないかと感じる。

小室委員 この報告書を読んで、自分にも思い当たる節があると感じた。小学校の子供たちにバスケットボールを教えているが、その中にこの生徒と似たような状況の子供がおり、どう教えたら伝わるか、理解してくれるか悩むこともある。おそらく、どこの学校や部活にも何らかの問題を抱えている子供はいると思うが、そのことに誰かが気づいてあげられるかどうか重要だと思う。教員が忙しい様子を間近で見えており、連携が難しいことは理解できるが、このように胸が痛む事案が二度と起こらないようにしていただきたい。また、この報告書については校長会議等で周知を図っているとのことだが、教員が自分を見つめ直すきっかけになると思うので、確実に報告書の内容が伝わるようにしていただきたい。

伊東教育長 まずはこの報告書の内容を教員に知ってもらう必要があると考え、年度当初から周知を図っている。それぞれの学校で改善に向けた取組を進めていただくのは当然だが、人

事異動等で手法が変わってしまうことがないよう、どうすれば取組が徹底されていくのか、県教育委員会としても専門家の意見を伺いながら検討し、学校に伝えていかなければならないと考えている。従来の指導方法については、伝統校を含め一定の成果が上がっていたとしても、多様な生徒に対し画一的な指導を行うことが生徒の力を伸ばす上で逆効果となる場合もあるという指摘もあった。良い部分は続けながら、見直すべきところは見直していく必要があり、具体的な「ことばかけ」を行うようにとの提言もあったため、実践に向けては教員の意識改革が必要な部分もあると思われるが、どうすれば効果的な導入が可能となるかについては、県教育委員会としてもなお検討が必要であると感じている。

## 9 課長等報告

### (1) 令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明者：高校教育課長)

令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について御説明申し上げます。資料は、1ページから4ページである。

はじめに、資料1ページを御覧願いたい。「1 総括」についてであるが、令和3年度の全日制課程の募集定員は14,200人であり、合格者は、併設型中学校からの入学を含めた第一次募集、連携型選抜、第二次募集を全て合計すると、12,243人で、充足率は、昨年度より3.4ポイント低い86.2%であった。同様に、定時制課程の募集定員は1,000人で、同じく合格者を全て合計すると365人で、充足率は、昨年度より1.8ポイント低い36.5%であった。また、通信制課程の第一期入学者選抜での合格者は145人であった。資料2ページの「2 学科別出願者数・合格者数等」及び「3 地区別出願者数・合格者数等」については、資料に記載のとおりであるので後ほど御覧願いたい。

次に、資料3ページの「4 学力検査の結果」を御覧願いたい。学力検査の結果であるが、全日制課程では、総点の平均が、前年より10.7点高い271.1点、定時制課程では、昨年度より3.2点高い114.6点であった。学力検査の結果については、今後、設問毎の正答率や無答率、難易度別・成績層別の誤答分析等、さらに詳細な分析を行い、中学校、高等学校での教科指導や次年度以降の問題作成に役立てていく。

次に、「5 東日本大震災に係る対応」については、被災者に対する入学者選抜手数料の免除措置を引き続き行ったが、免除申請者数は、出願者全体の7.5%で、昨年度より1.2ポイント低くなっている。

次に、「6 第一次募集の追試験について」を御覧願いたい。第一次募集の追試験の対象となった受験生は、全日制と定時制を合わせて24名であった。そのうち、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等によるものが20名、インフルエンザ様症状や入院によるものが4名であった。24名全員が、3月10日又は3月22日の日程で高校入試を受験しており、合格した者については、第一次募集の合格者数に含まれている。

令和3年度入試については、新型コロナウイルス感染症の影響により、出題範囲から除外する分野を設けるなど、学習の定着に配慮した問題を出題した。また、体温報告書を提出させることや無症状濃厚接触者が追試験を受験できるようにするなど、新型コロナウイルス感染症への対応を加えながら、準備を進めてきた。事務手続きや学校での実施上の課題等について精査を重ねながら、令和4年度入試に向けて準備を進めていきたいと考えている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) ( 質 疑 な し )

### (2) 県立高校におけるUSBメモリの紛失について

(説明者：高校教育課長)

県立高校におけるUSBメモリの紛失について御説明申し上げます。資料は、5ページである。

宮城県仙台東高等学校において、生徒の個人情報等のデータが保存されているUSBメモリを紛失した

ことが判明した。「2 概要」であるが、同校の教員が自宅に仕事を持ち帰る目的で、3月17日(水)に、管理職に無断で私物のUSBメモリを学校に持ち込み、生徒の個人情報等のデータを保存し持ち出した。3月18日(木)の朝に自宅で仕事をしようとしたところ、当該USBメモリが見当たらないことに気づき、自宅及び学校内外等のあらゆる場所を探したものの見つからず、翌3月19日(金)の朝、当該教員から管理職への報告により、USBメモリを紛失したことが発覚したものである。

「3 保存されていた情報の内容」であるが、クラス分け作業に必要なデータとして、生徒276名分の氏名及び学年末考査の平均点、進路希望等の個人情報が含まれていた。

「4 考えられる要因」であるが、同校では、本来、私物のUSBメモリは校内には持ち込まないこと、また個人情報を含むデータは校外に持ち出さないこととしていたが、当該教員が、自宅に仕事を持ち帰る目的で、校長の許可を得ずに私物のUSBメモリを学校に持ち込み、生徒の個人情報等を含むデータを保存して持ち出し、紛失したもので、学校の情報管理体制が徹底されていなかったものである。

「5 対応」であるが、紛失が発覚して以降、全職員で学校内外のあらゆる場所を徹底的に検索するとともに、最寄りの警察署に遺失物届を提出している。当該高校では3月29日(月)に在校生及び保護者全員に、事故の概要について電子メールで報告し、4月3日(土)に臨時の保護者説明会を実施して、経緯を説明し謝罪している。また、4月5日(月)には記者発表を行った。

「6 再発防止に向けて」であるが、これまで、県立高校においては、宮城県情報セキュリティ基本方針及び宮城県情報セキュリティ対策基準に基づき、USBメモリの利用や個人情報等の持出等について制限しており、情報の適正管理を徹底するよう、職員会議などにおいて教職員へ周知徹底を図りながら情報の漏洩及び不正利用等の防止に取り組んできたところであるが、この度は、学校の情報管理体制が機能しておらず、生徒や保護者の皆様の信頼を失うような事態を起こしてしまった。今回の件を重く受け止めて、再発防止に向け、全ての県立高校に対して、個人情報等の取扱いについて、情報セキュリティポリシーの内容を改めて確認するとともに、重要情報の適正管理について徹底するよう文書で通知した。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

- 小川委員 最近ではUSBメモリを用いてデータを持ち運ぶことが少なくなっていると思う。自宅で閲覧する場合でも2段階認証を行って、クラウドにアクセスする方がセキュリティ上も安全とされていると思うが、学校においてはデータの管理はどのように行われているのか。
- 高校教育課長 一部ではそういった取組みが進められているところもあるが、県立高校全体ではそのような体制が浸透しているわけではなく、今回のようにデータをUSBメモリでやりとりしているという現状がある。
- 小川委員 システムについても教えていただきたい。こういった個人データは、学校独自のサーバーの中に保存されているのか。それとも県独自のシステム等に保存されていて、そこにアクセスするような形式なのか。
- 高校教育課長 基本的には学校のサーバーに保存されているが、場合によっては、教員個人のPC内のドライブに保存されていることもある。
- 小川委員 教員個人の問題もあると思うが、例えば学校独自のシステムを構築してそこにデータを保存することで、外部からアクセスする際には2段階認証にするとか、閲覧できるデータを制限するといったシステム設計の議論をしないと、こういったセキュリティの問題は解決しないのではないかと。
- 高校教育課長 本件については、教員が私物のUSBメモリを校内に持ち込み、無断でデータを持ち出したことが原因であると考えている。また、仮に管理職の許可を得てデータを持ち出すとしても、パスワードを設定したり、データそのものを暗号化したりといった対策が求められていたが、それらも適切に行われていなかった。もちろん教員個人の問題という側面もあるが、学校としての情報セキュリティポリシーの浸透が不十分であったことが最大の要因と考えている。システム面での対策については、他部署において検討がな

されるものと思われる。

布田副教育長

これまでも教育企画室が中心となって、学校運営支援システム等により、学校間で使用する帳票の統一やデータの管理等を進めてきたところである。しかし、全ての業務が必ずしも当該システムだけで処理できるものではなく、また、統一された帳票についても、先ほどの高校教育課長からの説明にもあったとおり、その管理については学校や個人毎にバラバラな部分もあるかと思われる。委員御指摘のとおり、こういった部分を根本的に解決していくことで、このような事故を防ぐことができると思うが、実現にはまだ時間がかかるものと思われる。

### (3) 令和3年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考の結果について

(説明者：特別支援教育課長)

令和3年度特別支援学校高等部・専攻科入学者選考結果について御説明申し上げます。資料は、6ページである。

はじめに、高等部についてであるが、表右側の合計欄の入学者数を御覧願いたい。視覚支援学校、聴覚支援学校、肢体不自由の船岡支援学校、病弱の西多賀支援学校及び山元支援学校の5校については、合計33人が入学している。また、知的障害特別支援学校については、合計317人が入学しており、高等学園を含む特別支援学校の高等部には、この春、総合計で350人が入学している。入学希望者が多かった高等学園については、第一次で14人の不合格者が出ていたが、特別支援学校の高等部や高等学校等への進学が決定している。

なお、今年度は知的障害特別支援学校の合格者の中から3人が入学を辞退しているが、全員が併願していた私立特別支援学校に進学している。

また、資料下段の表の視覚支援学校及び聴覚支援学校の専攻科については、5人が入学している。

今回の入学の状況を踏まえながら、今後、高等学園を含む高等部に進学を希望する生徒の適切な受け入れ体制の整備について、さらに検討していく。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

近年、高等部の志願者数が増えたことで、教室が足りないという問題が発生していると伺ったことがあるが、現在はどのような状況なのか。

特別支援教育課長

文部科学省において、令和2年度内に特別支援学校の設置基準を示すこととなっていたが、未だに公表されていない。なお、令和元年度の調査では、県内で54の教室が不足しているという結果となっている。現時点では、クラス編成の工夫や、特別教室を転用するなどして対応しているところである。今後も、各学校の状況を見ながらさらに対応を進めてまいりたい。

## 10 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 令和4年度宮城県公立学校教員採用候補者選考要項

(3) 高等学校段階の入院生徒への教育保障に関するリーフレット

(4) 令和3年3月高等学校卒業者の就職内定状況（3月末現在）

(説明者：教職員課長)

資料配布(2)「令和4年度宮城県公立学校教員採用候補者選考要項」について、補足で御説明申し上げます。

当該選考については、昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期した上で、選考の質を落とすことなく実施できるよう検討を重ねている。日程や会場等の変更の可能性があるが、随時「宮城県公立学校教員採用のWebページ」に掲載し、受験生にその閲覧をお願いしているところである。

1ページの下段の表を御覧願いたい。今年度の大きな変更点は次のとおりである。(1) 教職員の地域偏在



の解消に向け、北部枠を設定する。(2)「教職経験者特別選考」等の要件を拡大し、対象となる常勤講師等の条件に仙台市立学校での勤務も含めるほか、「他県現職者等特別選考」の要件を拡大し、非常勤講師経験者等も対象に加えるなどの変更を行う。(3)令和4年度に視覚支援学校幼稚部が開設されることにより、県内に複数の特別支援学校幼稚部が設置されることとなる。そのため「小学校 特別支援学校枠」出願者で幼稚園教諭免許取得者は、特別支援学校幼稚部に配置される可能性があることを明記した。また、(4)適性検査を1次試験通過者のみ、全員Web受検での実施とするほか、(5)出願方法を電子申請のみとする。

補足の説明については、以上である。

#### 1 1 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 〓 次回の定例会は、令和3年5月18日(火)午後1時30分から開会する。

#### 1 2 閉 会 午後2時36分

令和3年5月18日

署名委員

署名委員